

6-7 岡崎国立共同研究機構分子科学研究所将来計画委員会規則

平成 5 年 7 月 19 日

分子研規則第 2 号

岡崎国立共同研究機構分子科学研究所将来計画委員会規則

(設置)

第 1 条 岡崎国立共同研究機構分子科学研究所(以下「研究所」という。)に、研究所の将来計画について検討するため、将来計画委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究所長
- 二 研究所の教授数名
- 三 研究所の助教授数名

2 前項第 2 号及び第 3 号の委員は、各年度ごとに研究所長が委嘱する。

(委員長)

第 3 条 委員会は、研究所長が招集し、その委員長となる。

(専門委員会)

第 4 条 委員会に、専門的な事項等を調査検討させるため、専門委員会を置くことができる。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、総務部庶務課において処理する。

附則

この規則は、1993 年 7 月 19 日から施行する。